

富山県農林水産公社農業体験研修実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益社団法人富山県農林水産公社（以下「公社」という。）が、新たに就農を希望する者に対して、先進農家等での農業体験を通して就農意識の形成に資するために実施する研修について定めるものとする。

(対象者)

第2条 研修を受講しようとする者（以下「研修者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、公社理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 富山県内で就農を希望する者
- (2) 研修実施時の満年齢が概ね60歳未満の者
- (3) 希望する体験研修の内容が実施可能と見込まれる者

(申 請)

第3条 研修者は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 農業体験研修申込書（様式第1号）
- (2) 農業体験研修同意書（様式第2号）
- (3) 青年農業者育成事業農業体験研修計画書（様式第3号）

(決 定)

第4条 理事長は、前条の申請を受け、受入農家等に協力を依頼し、研修者へ農業体験の実施を決定するものとする。

(期 間)

第5条 研修期間は、当該年度内（4月1日～翌年3月31日）とし、研修日数は、5日～30日間とする。

(経 費)

第6条 研修に要する経費は、すべて研修者側の負担とする。

(受入農家への謝金)

第7条 受入農家への謝金は、別に定める「農業体験研修に係る受入謝金及び傷害保険等」に基づき、研修日数や内容（ファームステイまたは農業体験）に応じて、公社の負担とする。

(損害保険への加入)

第8条 研修に係る損害保険への加入や費用は、別に定める「農業体験研修に係る受入謝金及び傷害保険等」に基づき、公社の負担とする。

(研修者の服務等)

第9条 研修者は、別に定める「農業体験研修実施に当たっての留意点」を遵守しなければならない。

(損害賠償義務)

第10条 研修者が、受入農家等の施設機械等の利用に際し、故意又は過失により損害を与えた場合は、そのすべてを賠償しなければならない。ただし、損害保険の補償内容の対象となるものは、この限りではない。

(研修の中止)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修を中止するとともに、研修者に通知するものとする。

- (1) 研修者がこの要領に定める事項に反したとき
- (2) 研修の継続が困難であると認めたとき
- (3) その他、理事長が研修を中止する必要があると認めたとき

(報告)

第12条 研修者は、研修終了後速やかに農業体験研修報告書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

<添付書類>

様式第1号(第3条関係)

農業体験研修申込書

様式第2号(第3条関係)

農業体験研修同意書

様式第3号(第3条関係)

青年農業者育成事業農業体験研修計画書

様式第4号(第12条関係)

農業体験研修報告書